



CLAIR REPORT

英國の地方財政読本(2) —地方税；現行税と新税—

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 008 (APR. 27. 1990)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団 法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

第5章 レイト (Rates)

レイトは、現在、英國の地方団体が課している唯一の税金である。しかし、1990年4月1日以後は、居住用資産(domestic properties)にはレイトが課されなくなり、非居住用資産の場合にも形を変えた新しいレイトが課されることになっている。1990年4月1日から、レイトは地方税ではなくなるのである。この章では、次の事項を簡単に説明することとする。

●現行システム

- * レイトの性質および誰がそれを払うのか。
- * 誰がレイトを課すのか。
- * レイトはどのように計算されるのか。
- * 課税に関連する地方団体の義務。
- * レイト・キャッシング。
- * 税額。

●1990年4月1日以後の状況

現行システム — レイトの性質

レイトは資産(建物)の占有(the occupation of property)にかかる税金である。したがって、一般的に言えば、資産占有者は、当該資産を所有していない場合でも、レイトを支払わなければならない。例えば、公営住宅(council house)の居住者は、その住宅の所有者は地方団体であるけれども、レイトを支払う責任がある。

レイトはそれぞれの資産の課税評価額(rateable value)にもとづいて課税される。課税評価額は、理論的には、資産が——修繕費はすべて借家人が負担するという条件で——賃貸された場合に生み出す家賃(年間)に等しい額である。しかし、実際の課税標準額は資産の実際の賃貸価値とほとんど関連をもっていない。こうした現象がもたらした最大の理由としては、長い間、資産評価の改正が行われなかつたことが挙げられる。

イングランドおよびウェールズの現在の課税評価額が決定されたのは1973年4月1日のことである。それ以後に建てられた住宅は、課税評価リスト(valuation list)に追加記載されているが、この場合も、1973年の課税評価を基準にして評価されたものである。

これらの事務を担当しているのは、イングランドとウェールズの場合、内国歳入庁(Inland Revenue)のディストリクト課である。同課は次のような責務を負っている。

- 課税評価簿の作成と管理；具体的には、すべての資産(住宅)のリストをディストリクト毎に作成し、課税評価額を決定する。
- 課税評価の見直し。但し、イングランドについては環境大臣から、ウェールズについてはウェールズ大臣からその旨の指示がある場合に限られる。

スコットランドの課税評価システムはこれとはかなり異なっている。課税評価リストの作成と管理ならびに見直しは、税査定者(Assessors)の義務である。税査定者は、県(Regional Council)の職員で、スコットランド大臣が見直しを行うべきでないという指示をしない限り、5年毎に資産の課税評価額の見直しを行う義務を負っている。スコットランドのレイト課税評価額の見直しは1985年4月1日に行われた。

資産（建物）の占有者は、ほとんどの場合、レイトを収める責任がある。しかし、次のようなものは例外的にレイトを減免される。

- 農業用の土地・建物（但し、農家には課税される）——これらは1929年以来、減免されている。
- 教会その他の礼拝場所
- 国有（王有）財産(Crown properties)——このなかには、宮殿はもちろんのこと、刑務所、基地、病院などの政府の建物も含まれる。しかし、これらの国有（王有）財産は形式的にはレイトを免除されているけれども、実際には、政府はレイトに見合う額を当該地方団体に支払っている。
- 慈善施設——慈善施設として登録されているものはレイトの50%減額を受ける。地方団体は裁量でそれ以上の減額をすることができ、また、全額を免除することもできる。
- 工業用資産——スコットランドの場合のみであるが、工業用資産は部分的に減額される。減額は40%までである。

現行システム — 誰がレイトを課すのか

イングランドとウェールズでは、ロンドン区(シティーを含む)とディストリクトがレイトを課税する。県(county)は自らは課税しない。他の地方団体、たとえば内ロンドン教育庁(I L E A)や大ロンドン消防庁(Greater London Fire Board)、ロンドン警視庁(Metropolitan Police Authority)、大都市圏事務組合(Metropolitan joint board)などと同じように、ロンドン区やディストリクトのレイトにその税額分を上積みするという形で徴収してもらう。

[スコットランドの場合は、この逆で、ディストリクトは税の徴収を県に委託し、県は県税(county precept)にディストリクトの税を上積みして徴収する。]

したがって、イングランドとウェールズでのレイト徴収の順序は次のようになる。

- 県がそのサービスを賄うのに必要な経費を計算し、各ディストリクトにそれぞれのディストリクトが負担すべき県税分を通知する。
- ディストリクトは、自己のサービス経費を賄うのに必要な税額を計算し、それに県税分を加えたものをレイトとして、納税者に送付する。

このように、レイトはディストリクトから納税者に直接的に課税される一方、県税の請求は間接的なルートで、すなわちディストリクトを経由して、納税者に到達する。両税とも課税評価額1ポンドあたり幾らという形で表明される。

現行システム — レイトもしくは県税(precept)の計算

地方団体は各年度の歳出を賄うのに十分なレイト（もしくは県税）の徴収を義務づけられている。大ざっぱな言い方をすれば、次の（A）と（B）の差額を埋めるのに十分な額を、レイトとして、徴収しなければならないわけである。

（A）サービスに要する毎日の経費 — 借金の利息の支払い、インフレーションの影

響も含む

（B）国の交付金、サービスの料金などの収入

地方団体は、インフレーションや利率の変更に伴う影響などを、あらかじめ考慮しておかなければならぬ。何故なら、次のような状況下にあるからである。

- 地方団体は、一会計年度内に、税の増額をすることができない。以前には追加レイト(supplementary rates)として知られている税を課すことができ、税を補充するという形の徴収をすることができたが、現行法はこれを禁じている。
- 予算で見積った支出とレイト収入のギャップを埋めるために借金をすることはできない。地方団体は、レイトを徴収するまでの間、暫定的に、お金の流れをスムースにするために借金をすることができるだけである。

表5-1は、レイトとして徴収するべき税額を、1987年度、1988年度にどのようにして算出したかを概略的に示したものである。

レイトは課税評価額(rateable value)1ポンド当り幾らという形で表示される。このため、地方団体は、どれだけの額を徴収する必要があるかを計算すると同時に、1ポンド当り1ペンスの課税をすると当該地域からどれだけのレイトを徴収できることになるか計算しなければならない。

表5-1 レイトで徴収されるべき税額の構成要素

	イングランド		ウェールズ	
(支出)	1987年 (百万ポンド)	1988年 (百万ポンド)	1987年 (百万ポンド)	1988年 (百万ポンド)
サービスに要する経費	28,701	31,159	1,739	1,912
インフレーション準備金	1,519	1,366	95	87
住宅特別会計赤字補填	396	360	2	1
商工等特別会計赤字補填	46	38	8	7
合 計	30,663	32,923	1,844	2,007
<hr/>				
(収入)				
国の交付金	12,358	12,955	1,135	1,234
資金運用利益	528	610	22	25
特別基金取り崩し	415	526	8	11
運用資金取り崩し	421	371	16	9
レイト徴収総額*	16,914	18,461	662	730
税額を1ペンスとした場合のレイトの額	75	76	3	3
税額算定指標(1ポンド当り)	226ペンス	243ペンス	237ペンス	257ペンス

* レイト徴収総額は、現実には、納税者が収めるレイトと中央政府のレイト軽減補助金(Rate Relief Grant)それに家賃助成金(housing Benefit)の総額である。

1ポンド当り1ペンスの課税がどれだけのレイトを生み出すかを決定するには、次の事項を考慮することが必要である。

- 当該地域の課税評価額(rateable value)の総額(年度当初の金額)。
- 当該年度内に占有(利用)されることになりそうな新資産(建築物)の課税評価額。
- 当該年度内に廃棄されそうな、あるいは空き家になりそうな資産(建築物)の課税評価額。
- 貸倒れ(bad-debt)などの理由により徴収できなくなりそうな予想額。

この計算を実際にどのように行うか。表5-2はこれをごく簡単な形で示している。

表5-2 課税評価額(rateable value)予測

	£
年度当初の課税評価総額	1,000,000
	+
年度内に占有(居住)されそうな資産の課税評価総額	30,000
	-
年度内に廃棄されそうな資産の課税評価総額	10,000
	=
課税評価額の見込み総額	1,020,000

したがって、地方団体がこの課税評価の見込み総額に1ポンド当たり1ペンスの割合でレイトを課税した場合には、

$$\frac{1}{100} \times 1,020,000 = 10,200 \text{ ポンドのレイトを生み出す。}$$

すなわち、この地方団体がレイトで50,000ポンド徴収する必要がある場合には、1ポンド当たり

$$\frac{50,000}{10,200} = 4.9 \text{ ペンスの課税をすることが必要となる。}$$

イングランド、ウェールズ、スコットランドの課税評価額の総額および1ポンド当たり1ペンスの課税をした場合の税額を表5-3に示す。

表5-3 課税評価(rateable value)総額(1988年度)

	イングランド	ウェールズ	スコットランド
課税評価額の総額 (1987年4月1日)	7,729.5	297.5	3,219.5
1ポンド当たり1ペンスの課税をした 場合の產出税額	76.1	2.8	28.9

注) イングランドとウェールズの課税評価額は1973年に評価された数値であり、スコットランドの場合は1985年に評価された数値である。このため、スコットランドの課税評価額はイングランドに比べてかなり高くなっている、1ペンスの課税をした場合の税額も相対的に高くなっている。

年度末になると、地方団体の出納財務官(treasurer) [あるいは主任財務官(chief financial officers)] は、“レイト算出規則(Rate Product Rules)”と呼ばれている中央政府の規則にもとづいて、1ペンス課税で生み出されるそれぞれの地方団体の税額を算出しなければならない。

現行システム — レイト（県税）の課税に関する地方団体の義務

県(county)、内ロンドン教育庁(LEA)、大都市圏事務組合(Metropolitan joint board)などの間接的な課税団体は4月1日に始まる翌年度の税額を3月10日までに決めることが義務づけられている。

ロンドン区、大都市圏ディストリクト、ディストリクト — 直接的な課税団体 — は翌年度のレイトの額を4月1日までに決めなければならない。

現行システム — レイト・キャッピング (rate capping; 課税制限命令)

1984年レイト法は、環境大臣およびウェールズ大臣に、レイトおよび県税の最高額を次のような形で定める権限を付与した。

- 特定の地方団体を指定し、課税制限をする。 — これは、一般に、特定団体の指定制限(selective limitation)と呼ばれている。
- 地方団体全体を一般的に制限する。

このうち、地方団体全体を一般的に制限する権限はまだ行使されたことがない。一方、特定の地方団体の課税を制限する指定制限は1985年度以後、毎年、実施してきた。これまでの4年間に指定制限をされた地方団体は表5-4の通りである。

これらの地方団体に加えて、1985年地方自治法(Local Government Act)によって設立された内ロンドン教育庁(LEA)および19の大都市圏事務組合も、短期間ではあったが、課税の制限をされた。1985年地方自治法は、1986年度から3年間に限って、これらの事務組合の課税を制限する権限を担当大臣に付与したのである。

表5-4 レイト・キャッピングを受けた地方団体(1989~89年度)

地方団体	指定(課税制限)				
	1985年度	1986年度	1987年度	1988年度	1989年度
Basildon	○	○	○	○	
Brent	○		○		
Brighton			○		
Camden	○	○	○	○	○
Ealing				○	
Gateshead			○		
Greater London Council	○				
Greenwich	○	○	○	○	○
Hackney	○	○	○	○	○
Haringey	○	○	○	○	
Hounslow			○		
ILEA	○				○
Islington	○	○	○		
Kingston-upon-Hull				○	
Lambeth	○	○	○	○	
Leicester	○				
Lewisham	○	○	○	○	○
Liverpool		○			
Manchester				○	
Merseyside	○				
Middlesbrough			○	○	
Newcastle		○	○	○	
Newham			○		
North Tyneside			○		
Portsmouth	○				
Sheffield	○		○		
South Yorkshire	○				
Southwark	○	○	○	○	○
Thamesdown	○	○	○	○	○
Tower Hamlets			○	○	
Waltham Forest				○	

このようなレイト・キャッシング (rate capping ; 課税制限) には、しかしながら、次のような制約がある。

- 環境大臣は、包括交付金(block grant)の基準となる支出の総額が1000万ポンド以下の地方団体を、レイト・キャッシング（課税制限）の団体に指定することができない。しかも、この1000万ポンドという上限額にはスライド制が適用され、関連支出が大きくなれば、この額も引き上げられる。1988年度の場合、この上限額は実際には1220万ポンドであった。これはイングランドおよびウェールズの普通のディストリクトの90%以上のものがレイト・キャッシング（課税制限）をされないということを意味する。
- 環境大臣は、包括交付金の基準となる支出総額が過去3年分の交付金関連支出評価額(Grant-related Expenditure ; G R E)より少ない地方団体、および、翌年度の支出がG R Eより少ないと思われるような地方団体に対して、一般的なレイト・キャッシング（課税制限）権限を行使することができない。

環境大臣が特定の地方団体を指定しレイト・キャッシング（課税制限）をするには、以下のような手続きをとることが必要である。

- レイト・キャッシング（課税制限）を行う前年の国会（下院）に次の報告を提示する。
 - * レイト・キャッシング（課税制限）を予定している地方団体のリスト
 - * これらの地方団体を指定した理由説明
- 指定を受ける地方団体に、その旨の通知書を送付する。
- 指定を受ける地方団体に、以下の事項を送付する。
 - * レイト・キャッシング（課税制限）を課する基準として、どの支出を考慮したか
 - * 当該地方団体が支出の増額を環境大臣に求めることのできる期間
- 上記の地方団体に最高税額案を通知する。
 - * レイト（あるいは県税）の限度額を指示
 - * この指示に不満がある場合、異なる限度額（恐らくは、限度額の引き上げ）を求めることのできる期間
- レイト（あるいは県税）の限度額を法定文書(Statutory Instrument)に記入し、国会（下院）に提出する。

1984年法は、また、遅滞が生じた場合にどうするかということも定めている。たとえば、

- 県税の限度額が2月15日までに決まらない場合、環境大臣は、レイト・キャッシングの指定を受けたそれぞれの県に、暫定的な県税の限度額を示すことができる。
- レイトの限度額が3月1日までに決まらない場合、環境大臣は、レイト・キャッシングの指定を受けたそれぞれのディストリクトに、暫定的なレイトの限度額を示すことができる。
- レイト（もしくは県税）の確定限度額が暫定的なものより多い場合、当該地方団体はレイトの増額をすることができる。これ以外に、地方団体が年度の途中で税の増額をすることはない。

なお、環境大臣が次のことを行おうとする場合には、1984年法の規定に従わなければならない。

- レイト・キャッシング（課税制限命令）を適用する地方団体の指定。
- レイト・キャッシングに関する地方団体の支出レベルの設定。
- レイト・キャップ（課税制限）の実施。

環境大臣がレイトを一般的（全体的）に制限しようとする場合には、これにより影響を受ける地方団体（ほとんどすべての地方団体）に対して、特定の地方団体を指定しレイトを制限する際の手続きを、適用しなければならない。また、それに加えて、この制限から除外される地方団体に対して、除外される旨の通知をすることも必要である。

現行システム — 地方税額(Rate Bills)

レイトの税額は資産（住宅、建物など）の課税評価額(rateable value)に当該地方団体の税額算定指數(rate poundage)を掛けることによって算出される。課税評価額が100ポンドの資産が税額算定指數90ペンス（1ポンド当たり）の地方にある場合、その税額は90ポンドとなる。

$$\text{£ } 100 \times \text{£ } 0.90 = \text{£ } 90$$

税額は年度の途中で変えることができない。ただし、次の場合は別である。

- 当該地方団体のレイト（税）額が変わった場合 — これは、めったに生じない現象である。レイト額は、ディストリクト（もしくは県）が課税制限を受け、しかも最高限度額がレイトを課税した後で決まったという場合に、変わるだけである。（前述のレイト・キャッシングを参照）。
- 納税者が当該資産を会計年度のスタート後に占有した場合。あるいは、会計年度の終了前に、当該資産の占有を止めた場合。
- 当該資産の課税評価額が変わった場合。

資産の課税評価額(rateable value)は、次の場合に、変わることがあり得る。

- 資産の一部が取り壊され、それが財産価値の引き下げをもたらした場合。
- 資産が改良され、それが財産価値の増大をもたらした場合。
- 納税者が課税評価査定官(valuation officer)に課税評価額(rateable value)の不服申し立て(appeal)をし、課税評価額の引き下げに成功した場合。この引き下げは当該資産の財産価値を下げるような周辺の事情がはっきりとある場合、あるいは、当該施設の課税評価額が近隣の施設（もしくは同種の施設）と一致しない — たとえば、質が落ちる — という証明がある場合に、認められることがあり得る。
- 居住用(domestic properties)として分類されていた資産が商業用資産・工業用資産(commercial or industrial properties)に変わった場合、あるいはその逆の場合。
〔 資産の中には「混合資産 (mixed)'として類分けされている資産、すなわち、そ

の資産の一部は居住用として、残りの部分は商業用として分類されている資産もある。]

空き家は、当初の一定期間、現在は空き家になってから最初の3ヶ月間、レイトが免除されることになっている。したがって、地方団体が空き家に課税すると決定した場合、空き家の所有者は4ヶ月目からのレイトを支払わなければならないということになろう。地方団体は、3ヶ月の免除期間が過ぎると、空き家に課税するか否かを決めることができ、その空き家の水準、存在場所によって、異なるレベルのレイトを課すこともできる。しかし、空き家に税をかける地方団体の権限には限界がある。空き家には、商業資産にかける税額の50%以上をかけることができず、工業用資産の空き家には税金をかけることができない。

割引き (rebates)

レイトの減免は、低所得層のレイトおよび家賃を軽減しようという国の計画(national schemes)のひとつである。この割引きは家賃助成金(Housing Benefit)として知られている。(家賃助成金については第16章でもっと詳細に説明する)。

この計画の目的は、低所得層の住宅の経費(レイトを含む)を軽減しようという点にある。初期の割引き計画と同じく、家賃助成金も資産のテスト(means-tested)がある。言い換れば、支払能力と結び付いている。家賃助成金を受けることができるのは次の世帯である。

- 住宅の所有者もしくは占有者
- 公営住宅の借家人
- 民間住宅の借家人

割引の最高額は80%であり、低所得者といえども、少なくとも税額の20%は支払わなければならない。

レイトの特別割引き

1979年4月1日以後、地方団体は、身障者用の特殊施設をもった家屋、身障者の宿泊施設、トレーニング施設のレイト割引きを実施している。

割引き額は、身障者の利用に向いている程度によって、計算される。当該家屋が完全に身障者用になっている場合には、レイトの全額が免除される。

これらの割引きは、資産テスト(means-tested)がないという点で、すなわち申請者の所得が一定額以下でなくともよいという点で、普通の割引きと違っている。

支払期日と分割払い

理論的には、レイトは請求があり次第支払わなければならない。しかし、居住用資産の納税者(domestic ratepayers)は10回の分割払いができるという法定権利を

もっている。課税評価額(rateable value)100～5,000ポンドの非居住用資産の納税者も同じ権利をもっている。(大ロンドンの場合は、10,000ポンド以下の非居住用資産の納税者がこの権利をもつ)。また、地方団体は自己の裁量で分割払い(installment payment)の特権をすべての納税者に付与することもできる。分割払いは納税者に有利なだけではなく、地方団体にとっても有利となる。分割払いは納税者の負担を軽くし、その結果、延滞金を少なくし、徴収できない税を少なくするからである。

一括払い(prompt payment)に対する割引き — 地方団体の権限(discount power)

地方団体は、一定期日までに税を支払う者に税の割引きをすることによって、税の一括払いを促進することができる。この場合、一定の期日までに税を支払った者は、居住用資産の納税者か非居住用資産の納税者かに関係なく、すべて、割引きを要求する資格をもつことになる。(ただし、占有者に代わってレイトを収める所有者はこの資格を持つことができないが、別の割引きを受ける。これについては、次項を参照)。地方団体は、財源の流れを改善しなければ—たとえば、利息を生み出すような形に改良しなければ—一括払いの割引き分を補填することができない。言い換えれば、現体制のまま割引きをする場合には、割引き分を補填するために、税額の引き上げを図ることになる。したがって、この割引きに価値を見出すことができるか否かは、地方団体が財源の運用をうまくできるかどうかによるということになる。運用がうまくいかない場合には、割引き分の税金は一定期日までに支払えない納税者—貧しい納税者であることが多い—に転嫁される必要が生じる。

実際には、割り引きをする財政価値は一般にないといってよいであろう。

その他の割り引き

地方団体は、また、地方団体に代わってレイトを徴収する者に、徴収額の割引きをすることができる。これは“妥協(compounding)”と呼ばれている。

家賃が年4回以上の回数で支払われる場合、課税団体(ディストリクト)と家主は、当該賃貸住宅のレイト(税)を家主が払うという条件のもとに、レイトの割り引きを文書で合意することができる。

この割引き額は地方団体の裁量で決められる。ただし、議会の決議に付されなければならない。

税支払の留保(withholding payments)

納税者は、地方団体のやっていることが気にいらないという単純な理由で、あるいは税金が高すぎるという理由で、税の支払を拒絶することができない。しかし、課税評価額の再評価(revaluation of property)が行われた場合、納税者は、新評価額に対する不服の申し立て(appeal)をすることができる。この訴えの審理中は、納税者は、新評価にもとづく税額の半分を払い、残りの分を留保することができる。ただし、税支払の留保をするた

めには、不服申し立てを再評価後6ヶ月以内にしなければならず、また資産の実質的な改造を行っていないことが必要である。

財産価値が非常に高い家屋の所有者（もしくは占有者）が、自己の現金の流通をうまくする手段として、税支払の留保権を用いることがある。これは、イングランドやウエルズ全体の評価変えの際にのみ、生じる現象である。こうした事態が生じると、地方団体の収入は、新評価に対する最終決定があるまで、少なくなり、その減少額は年数十万ポンドに達するということも考えられる。納税者が税支払いを留保している間、利息がかかるということはない。

レイト支払の拒絶(refusal)

納税者が、督促(reminders)があったにもかかわらず、レイトを滞納する場合、出納財務官(treasurer)は地方団体に代わって税金を強制的に徴収する手続きを開始する。一般には、まず、滞納者に地方裁判所(magistrates' court)への出頭を命じ、何故レイトを払わなかつたのかの説明を聞く。レイトが妥当であり、客観的にみて納税者が支払える状況にあると裁判官が判断した場合、しかも、それでもなお、レイトが支払われない場合、裁判所は差し押さえ命令(distress warrant)を発し、地方団体の執行吏(bariff)に、滞納分と同価値の財産の差し押さえを認める。それでも、なお、税金を払わない場合(極貧のために払えないという場合は別であるが)、滞納者は刑務所に入れられる。刑務所への入所期間は滞納期間から除かれる。

課税団体(ディストリクト)は、また、滞納額が50ポンド以上ある場合、当該納税者の破産の申し立てをすることもできる。

一方、滞納分の支払が非常に難しいという明白な証拠がある場合には、地方団体はその帳消しにすることがある。これは一般に差し押さえ命令が出た後で行われる。

課税団体から県への支払

課税団体(ディストリクト)は、レイトのなかから、県やパリッシュ(教区)あるいはロンドン警視庁や内ロンドン教育庁などに、それぞれの取り分(県税分など)を支払わなければならない。この支払は何度かに分割して行われ、一回の額は当該会計年度の過ぎ去った月日をもとに計算される。一定の日に支払が行われない場合、県は未払分に利息をつけることができる。

課税団体(ディストリクト)はこの支払を拒むことができず、拒絶する場合には、県などから告訴されることになる。このような拒絶から生じる経費(もしくは損失)は、拒絶の決定をしたカウンシラー(議員)によって、あるいは支払をしない職員によって負担されることとなる。

レイト—1990年4月1日以後の状況

1990年4月1日以後、イングランドおよびウェールズにおいては、レイトは地方税ではないようになる。まず、居住用レイト(domestic rate)は完全に消えてしまう。第6章で説明するコミュニティー・チャージに代わるわけである。一方、非居住用レイトは存続するが、しかし、中央政府がその課税額を定めるようになるので、地方税としての性格は消失する。

非居住用レイトの新しい内容—すなわち新レイトの内容は—1988年の地方財政法(Local Government Financial Act)第3章に規定されている。その主な内容としては次のようなことがあげられよう。

- 非居住用資産(non-domestic properties)の課税評価の見直し(rating revaluation)が1990年4月1日に効力を発する。
- 非居住用資産の新しい税額算定指數(rate poundage)は中央政府が定める。そして、この名称も非居住用レイトの税額算定乗数(rating multiplier)と変わる。
- この新レイトのもとでは、同じ乗数がイングランド全体に適用される。ウェールズには別の乗数が、しかし、ウェールズ全体に同じ乗数が適用される。
- 税額算定乗数は、小売物価指数の動きに対応して変更される。ただし、税額算定乗数を低く押さえるべきであると大蔵大臣が指示する場合は別である。

[スコットランドでは統一的な税額算定指數（あるいは税額算定乗数）はつくられなかった。従来の税額算定指數の様式が保持され、ただ1989年4月1日に新しいレイトシステムが導入されたときにインフレーションに対応した形で算定指數が変更されただけであった。]

- 現在のレイト課税団体—すなわち、ロンドン区、ディストリクト—は1990年4月以後も新レイトの納税者に税の請求書を発送し、徴収するという業務を続ける。言い換れば、新システムの下でも“課税団体(charging authorities)”であり続ける。
 - 課税団体は新レイトの納税者から徴収したものを環境大臣（イングランド）およびウェールズ大臣（ウェールズ）に送付する。環境大臣およびウェールズ大臣は、課税団体がどれだけの額を国に納付しなければならないかの計算方式を定めることになっている。
 - 環境大臣は納付された新レイトをイングランドの地方団体に、成人人口に比例して、配分する。ウェールズ大臣は新レイト収入(non-domestic rate income)をウェールズの県、ディストリクトに配分する。
- [この配分方法については第7章でもっと詳細に説明する。]
- 環境大臣およびウェールズ大臣は、1990～1994年度に限って、地方財政法に

定めるものよりも高率の新レイト課税算定乗数を採用することができる。また、法律で

*ある納税者が、課税評価の見直し及び（あるいは）国全体の統一的な税額算定乗数の導入によって大幅な増税に直面している場合、その新レイトを減額する権限を付与されている。

*ただし、これによって、新レイトによって集められるべき税金の総額を減らしてはならない。

現在のレイト制度の――全てではないが――多くの特色は、1990年以後の新レイト制度のもとでも保持され続ける。新制度の主要な変化ならびに特色については次の節で説明する。

課税評価(valuation)および課税評価額リスト(valuation lists)

課税評価(rating valuation)の性質は新制度のもとでも変わることはない。1988年の地方財政法は資産――同法は不動産(hereditament)として言及している――の課税評価額を次のように定義している。課税評価額は、“借家人が地方税・国税を払い、当該不動産の保険を掛け、必要な修繕をするという条件のもとに、算定される毎年の家賃に相当する額である”。

新レイトの課税評価額は、地方財政システムの導入と歩調を合わせ、1990年4月1日から実施されることになっている。

課税評価の性質は変わることはない。しかし、評価のタイミングは変わるものと思われる。これまでの旧方式のもとでは、全資産の評価額がすべて同じ日に効力を発してきたけれども、全部の資産の評価をするには2~3年かかっていた。たとえば、1989年度の評価額は1973年4月1日に評価されたものとなっているが、実際には1970年12月から1971年6月にかけての評価額、すなわちバラバラの時点の評価額であった。新制度のもとでは、これが変更され、1990年度の評価額としてはすべての資産の一定時点の評価額――1988年4月時点の評価額――が採用されることになっている。

この評価作業は、現在のところは、内国歳入庁(Inland Revenue)の評価担当官によって遂行されている。しかし、間もなく、この業務は次の2種類の業務に区分されるはずである。

- それぞれの課税団体の評価スタッフ――すなわち、ディストリクト課税評価員(District Valuer)――の業務。
- 中央評価官(central valuation officer: 1988年の地方財政法で新しく創設されたポスト)の業務。

環境大臣（あるいはウェールズ大臣）は、ディストリクト課税評価員が評価すべき資産

および中央評価官が評価すべき資産の割り当てをすることになっている。多分、この割り当ては、中央評価官がガス・電気・炭坑などの施設の評価をし、それ以外の資産の評価がディストリクト評価員の責任ということになる。

この課税評価業務の分割は課税評価リスト(valuation list)にも影響を及ぼさざるを得ない。地方団体の評価リストはディストリクト課税評価員(District Valuer)が評価した資産を記録し、中央政府の評価リストは課税評価官(central valuation officer)が評価した資産を記録することになると思われる。

そして、ディストリクト(もしくはロンドン区)はそれぞれの課税評価リストを住民の閲覧に供する責任があり、環境大臣(あるいはウェールズ大臣)が政府の評価リストを閲覧に供するということになるはずである。

納税者は——納税者としての地方団体も含め——新課税評価リストの実施後6ヶ月以内(すなわち1990年10月1日以前)であれば、新課税評価額に対する不服の申し立て(appeal)をすることができる。地方団体も所有する資産あるいは税金を払っている施設に関しては不服の申し立て(appeal)をすることができる。しかし、それ以外のものについては反対することができず、たとえば、民間の石油精製工場や製鋼工場の課税評価額に反対することはできない。

新財政システムが実施されれば、資産の課税評価額が地方団体の財政的地位に直接の影響を及ぼすということは起こらなくなる。したがって、課税評価に関する地方団体の不服申し立ての権限がこのように狭くなても、べつに驚く必要はないであろう。1990年度の非居住用レイト(non-domestic rates; 新レイト)の総額は、何らかの方法でインフレーションに対する対応策をとった上で、定められるものと思われる。

スコットランドでは定期的に評価の見直しが行われている。1988年の地方財政法はイングランドとウェールズにおける5年毎の評価見直し(rating revaluation)という考え方を再び導入した。したがって、1995年4月1日には、また、評価見直しが行われるはずである。

新レイトの額——その衝撃

次のふたつの現象が重なるため、非居住用資産のレイト(新レイト)の額に大きな変化が生じるのは必然と予測されている。

- 課税評価額の見直し(rating revaluation); 1973年以来のはじめての見直し。
- イングランド全体の共通の税額算定乗数(rating multiplier) [あるいは、税額算定指数(rate poundage)] の導入。およびウェールズの共通の税額算定乗数(common multiplier)の導入。

これにより、たとえばイングランドの南東ではレイト額が大幅に上がり、ヨークシャーおよびハマーサイド(Yorkshire & Humberside)では大幅に下がると考えられている。1990年度の税額が劇的に上することは避けたいとの意向があったのであろう。地方財政法

は関係大臣に次のような権限を付与している。

- 1990～94年度の各年度の最高レイト額（限度額）を決める権限。
- 各年度の非居住用資産の税額算定乗数を、法律で予定している数字よりも、高めに決める権限。

要するに、地方財政法は新システムの効果を、とくにレイト額が上がると予測される地域において、段階的に実施する権限を大臣に付与しているわけであり、また、この“保護(protection)”に要する経費を他の納税者から徴収する権限を大臣に付与しているわけである。このふたつの権限を大臣がもっていなければ、税額を急激に上げないための経費は国の補助金もしくはコミュニティー・チャージによって補填しなければならないということになろう。

地方財政法は、また、1995年4月以後のレイト値上げに関しても、段階的に実施する権限を大臣に付与している。

非居住用レイト(non-domestic rates;新レイト)の非課税(exemption)

新レイトを免除される資産(properties)はかなり多い。居住用の住宅はもちろん新レイトの対象とならず、また、次の施設もレイトを免除される。

- 農業用施設
- 養魚場その他の漁業施設
- 宗教礼拝場
- 灯台、信号灯
- 下水道その他の下水施設
- 公園
- 身障者用施設
- 空襲(air-raid)予防設備
- 船舶停泊設備(swinging mooring for boats)および荷上げ施設(slips)
- 企業ゾーン(enterprise zone)内の建物

関係大臣は、これに加えて、1988年の地方財政法施行規則でレイト免税の施設(資産)を定めることができる。

新レイトの請求、徴収、中央政府への納付

税の請求事務・徴収事務は新制度の導入によって影響を受けるとは思われないが、しかし、徴収した税金は、非居住用レイト(新レイト)税として、中央政府に支払わなければならない。課税団体(ディストリクト)がどれだけの額を中央政府に支払わなければならないかの計算方法については、関係大臣が規則を定めることになっている。ただし、この

額は、大ざっぱにいって、課税団体が新レイトの納稅者から徵収する税総額と同じでなければならぬ。

上記の規則を定めるにあたって、関係大臣は以下の点を考慮するものと思われる。

- 税の徵収経費。
- 課税団体がその裁量で認める課税免除(rate reliefs)の経費。

課税免除(relief from rates)

納稅者は、建物を使っていない場合、税の減額を受けることができる。ただし、建物の用途によって次のような違いがある。

- 当該建物が次に慈善目的のために使用されるということが予定されている場合、そして、当該建物の納稅者が慈善団体（もしくは、その保管人）である場合、法定税額の90%の免除を受ける。
- その他の未使用的建物（非居住用建物）は通常の税額の50%を支払う。

慈善用の建物で現に使われているものは80%の税免除を受けることになっている。

ただし、課税団体は、それが適切であると判断する場合、残りの税額——すなわち、慈善目的の使用が予定されている未使用的建物については10%、現に慈善のために使われている建物については20%——を免除することもできる。

課税団体は、また、次の施設の新レイトを減額もしくは免除することができる。

- レクリエーション、慈善、博愛、宗教のために用いられている施設、あるいは教育、社会福祉、科学、文学、造形藝術(fine arts)の関係に用いられている施設で、その施設に関係している団体が非営利団体である場合。
- 維持に困難が伴う場所

課税団体が非居住用レイトとして中央政府に支払う額は、法定の税額免除は考慮にいれるけれども、課税団体の裁量による免除は考慮にいれずに、計算される可能性がある。この場合、裁量による免除の経費はコミュニティー・チャージの納稅者にふりかかることになろう。

第6章 コミュニティー・チャージ

1990年4月1日以後、コミュニティー・チャージが唯一の地方税となる。この章では、以下の事項を検討する。

- 誰がコミュニティー・チャージを賦課するのか。
- コミュニティー・チャージの種類と納税者。
- コミュニティー・チャージの登録官と登録。
- コミュニティー・チャージの計算。
- コミュニティー・チャージの請求。
- コレクション・ファンド。
- 住民のコミュニティー・チャージに関する権利、義務、罰則。

誰がコミュニティー・チャージを賦課するのか

コミュニティー・チャージはロンドン区(シティを含む)、ディストリクト——課税団体——によって課税される。県、大ロンドン消防庁、ロンドン警視庁、大都市圏警察・消防組合などは、区域内の課税団体に税の課税・徴収を委託する。

これらの委託団体は、新会計年度がはじまる前の3月10日までに、課税委託状(precepts)を発行しなければならない。

課税団体は、新会計年度の初日、すなわち4月1日(もしくは、その前)にコミュニティー・チャージを賦課することになっている。

コミュニティー・チャージの種類と納税者

コミュニティー・チャージには次の3種類のものがある。

- パーソナル・コミュニティー・チャージ
- スタンダード・コミュニティー・チャージ
- コレクティブ・コミュニティー・チャージ

この3種類の税金を収める義務は1日単位で生じる。

パーソナル・コミュニティー・チャージ

パーソナル・コミュニティー・チャージは、原則としてすべての成人により、唯一の居住地もしくは主な居住地で納税される。

夫妻、もしくは実質的な夫妻として共同生活をしている男女で、ともに18才以上の者は、互いに、相手方のコミュニティー・チャージに対する連帯責任をもっている。

以下の者は、例外的に、パーソナル・コミュニティー・チャージを免除される。

- 18歳の者で、学生であるために、児童手当(child benefit)を支給されている者。
- 病院、養護院(nursing home)への長期入院者。また、公立老人ホーム(local authority homes for elderly)、適切な保護施設を備えているホステル、等々の療養所(residential care homes)の長期入所者。
- 重度精神障害者(severely mentally handicapped)。
- 受刑者(prisoners)、既決囚(conviction)および未決囚(remand)の双方を含む。
- 修道士(monks)および修道女(nuns)。
- 特定の国(王)有財産(Crown properties)の居住者および社会福祉ワーカー(care workers) — 具体的には、環境省もしくはウェールズ省の規則によって定められる。
- 外国の駐英外交官および駐英軍人、ならびに、その家族。

通常の学生は、コミュニティー・チャージを免除されないけれども、80%の減額を受ける。学生は、その減額されたコミュニティー・チャージを、就学地の課税団体に収めることになっている。この結果、たとえばイーストバーンからバーミンガム大学の3年コースに入った学生は、バーミンガムのコミュニティー・チャージの20%を、大学に入学した年の10月から卒業する年(3年後)の6月もしくは7月まで、収めることになる。そして、この3年間は、イーストバーンに対して、休暇期間を家族と共に過ごしても、コミュニティー・チャージを収める必要はない。

イングランドおよびウェールズの出身で北アイルランドの大学あるいはスコットランドの大学に在学している者はコミュニティー・チャージを免除される。北アイルランドにはコミュニティー・チャージがなく、スコットランドではすべての学生がコミュニティー・チャージを免除されているからである。

スタンダード・コミュニティー・チャージ

スタンダード・コミュニティー・チャージはセカンド・ハウスの所有者もしくは長期の借家人によって支払われる税金である。課税団体は、それぞれの地域のスタンダード・コミュニティー・チャージを、パーソナル・コミュニティー・チャージに一定の比率を掛けるという形で決定する。この比率は、0倍、1/2倍、1倍、3/2倍、2倍のいずれかでなければならない。

コレクティブ・コミュニティー・チャージ

コレクティブ・コミュニティー・チャージは、コミュニティー・チャージ登録官(CCR)により、コレクティブ・コミュニティー・チャージ施設として指定されたホステルの所有者もしくは経営者によって納税される。ホステルの居住者の回転が非常に早く、居住者からパーソナル・コミュニティー・チャージを個々に徴収するのが非常に難しい場合には、登録官(CCR)はそのホステルを、コレクティブ・コミュニティー・チャージ

施設として、指定することができる。登録官（C C R O）は、当該コレクティブ・コミュニティ・チャージ施設に何人住んでいるか査定し、その人数分のパーソナル・コミュニティ・チャージを経営者に課税する。経営者は登録官（C C R O）の人数査定に不服申し立てをすることができ、申し立てに成功した場合には、税金が減額される。また、ホテルに空き室がある場合には、その間の税の減額を申請することもできる。経営者は、ホテルの利用者から、部屋代とは別に、パーソナル・コミュニティ・チャージに相当する額を徴収することとされている。それを地方団体に収めるわけであるが、徴収額の5%を徴収手当（management allowance）として差し引くことができる。

コミュニティ・チャージの登録

1988年の地方財政法（Local Government Finance Act）は各課税団体（charging authority）に以下の要請をしている。

- 課税団体（ディストリクト、ロンドン区）の出納財務官（treasurer）を、その地域のコミュニティ・チャージ登録官（Community Charge Officer; C C R O）に任命すること。
- コミュニティ・チャージ登録官（C C R O）が、その任務を遂行するのに十分な、スタッフ、施設などを整備すること。

コミュニティ・チャージ登録官（C C R O）は、コミュニティ・チャージの納税者の名簿（register）を作成し、保持しなければならない。最初の名簿は1989年12月1日に作成された。

この名簿には次の事項が記載されている。

- 納税者の名前。
- 支払うべきコミュニティ・チャージの種類。
- 納税義務が生じた年月日。そして、納税義務が消滅した場合には、その年月日。
- パーソナル・コミュニティ・チャージ納税者の住所。
- スタンダード・コミュニティ・チャージ納税者、コレクティブ・コミュニティ・チャージ納税者に関しては、当該施設の住所、ならびに納税者の住所。
- パーソナル・コミュニティ・チャージ納税者が学生であるか否か。

コミュニティ・チャージ登録官（C C R O）は、また、公式の納税者名簿の記載事項ではないけれども、以下のような情報を要求する権限ももっている。

- 近いうちに18歳になり、コミュニティ・チャージ納税の義務を負うようになる者の情報。
- 誕生日；たとえば同一世帯のなかの個々人を確認するために必要となる。

コミュニティ・チャージ登録官（C C R O）は納税者名簿を作成・管理する責任がある。名簿作成の仕方はコミュニティ・チャージ登録官（C C R O）に任せられているが、

多分、最初の名簿作成に際しては、個別訪問調査(canvass)をする必要があったことと思われる。また、名簿を現状に合わせていくために、定期的に個別訪問調査をする必要があることであろう。

コミュニティ・チャージ登録官(C C R O)は、名簿作成のために、あるいは名簿を修正するために、他の情報 — たとえば、次のような情報 — を利用することもできる。

- 既存のレイトの情報。
- 住宅家賃の記録。
- 選挙人名簿(electoral roll)。
- その他の地方団体の記録。
- 社会福祉部門の記録。たとえば、所得助成(income support)を受けている者の名前、住所。

このようにコミュニティ・チャージ登録官(C C R O)は多数の情報源に近付くことができるけれども、1984年の情報保護法(Data Protection Act)には従わなければならぬ。

コミュニティ・チャージの計算

課税団体は、自己(ディストリクト)の支出ならびに課税委託団体(県、パリッシュなど)の支出 — 正確には、地方交付金(Revenue Support Grant)あるいは新レイト(Non-Domestic Rate Pool)として国から交付される額を差し引いた支出 — を賄うのに十分な額をコミュニティ・チャージとして徴収しなければならない。課税委託団体が3月10日までに課税を委託しない場合、課税団体は、前年度と同額の委託があったものと仮定して処理することができる。

地方団体は、レイトの計算がそうであったように、インフレーションの影響を十分に考慮にいれて、コミュニティ・チャージの額を決定しなければならない。以下のような状況下にあるためである。

- 当該年度内にコミュニティ・チャージを増額することができない。
- 収入の不足を埋めるための借金をすることができない。

大胆な言い方をすれば、イングランドでは地方団体の純支出(net spending)の25%~30%、ウェールズでは約15%をコミュニティ・チャージで賄うことになりそうである。

コミュニティ・チャージは登録された成人1人あたり幾らという形で表現される。したがって、課税団体は次の事項を決定することが必要である。

- どれだけの額を集め必要があるか。

●登録成人1人あたり1ポンドの課税で、どれだけ集まるか。

登録成人1人あたり1ポンドの課税で幾ら集まるかの決定をする場合、課税団体は次の事項を考慮にいれなければならない。

- コミュニティ・チャージ納税者名簿に記載されている成人の数、および当該年度に変更がありそうな数。
- スタンダード・コミュニティ・チャージの対象となる資産（住宅）の数、および、これらの資産に対する具体的な課税レベル。
- コレクティブ・コミュニティ・チャージの対象となる資産（施設）の数、および、これらの施設に滞在する人々の数ならびに日数。
- 貸倒れ(bad debt)などの理由により徴収できなくなりそうな予測額。

コミュニティ・チャージの税額

パーソナル・コミュニティ・チャージの額は、課税団体（ディストリクト、ロンドン区）によって定められる。スタンダード・コミュニティ・チャージの額は、最高額がパーソナル・コミュニティ・チャージの2倍である。ホステルなどに課税されるコレクティブ・コミュニティ・チャージの額は、ホステルの滞在者の数で決まる。

コミュニティ・チャージの額を、年度の途中で変えることができない。ただし、次の場合は、例外的に、変更される。

- コミュニティ・チャージの額が不十分であるという理由のもとに、裁判所により、取り消された場合。この場合は、コミュニティ・チャージの税額を引き上げなければならない。
- 県税(precept)の予測にもとづいてコミュニティ・チャージの額を定めた場合、しかも、実際の県税がその予測よりも高かった（あるいは、低かった）場合。こうした事態が発生した場合、課税団体はコミュニティ・チャージの額を変更しなければならない。
- 課税団体が、その必要とする支出額の削減を決定した場合。
- 環境大臣（ウェールズの場合は、ウェールズ大臣）からコミュニティ・チャージの減額の指示(instruct)があった場合。

ただし、個々人のコミュニティ・チャージの額は、これ以外にも、変わることがあり得る。たとえば、次の場合にコミュニティ・チャージの額が変更される。

- パーソナル・コミュニティ・チャージの納税者が、当該会計年度内に、学生になった場合（あるいは、学生でなくなった場合）。
- 当該住民が、会計年度内に、パーソナル・コミュニティ・チャージの非課税者になった場合（あるいは、課税対象者になった場合）。
- パーソナル・コミュニティ・チャージの納税者が会計年度内に他の地方団体に転居

した場合（同じディストリクト内の転居でパリッシュが変わった場合でも、税額が変わることがあり得る）。

- スタンダード・コミュニティー・チャージの対象家屋（セカンド・ハウス）が他の人の唯一の住宅（もしくは、主要住宅）になった場合。あるいは、その反対の場合。
- コレクティブ・コミュニティー・チャージの対象施設（ホステル）の入居者数が最初の見積と異なる場合。

空き家とコミュニティー・チャージ

居住用住宅(domestic properties)の空き家(empty properties)には、スタンダード・コミュニティー・チャージが課税されることになる。しかし、課税団体は、スタンダード・コミュニティー・チャージの対象家屋を分類し、それぞれに対して異なる税率(算定乗数;standard community charge multipliers)を設定する権限を有しているので、売却が予定されている空き家にはかなり低い税額——極端な場合には、ゼロの税額——を設定することが多いのではないかと思われる。また、それに加えて、空き家の最高課税乗数(税率)を設ける権限、ならびに、空き家には最初の3ヶ月間課税させないという権限が、環境大臣（および、ウェールズ大臣）にある。

コミュニティー・チャージの支払

納税者はコミュニティー・チャージを10回に分割して支払うことができる。これは地方財政法で定められているが、課税団体は、裁量で、この回数をもっと多くすることができる。

一括払い(Prompt Payment)に対する割引き

環境省の規則によれば、納税者が10回の分割払いではなく、一括して納税する場合、課税団体はその税額を割引くことができる。

特別基金(Collection Fund)

課税団体（ディストリクト、ロンドン区）は、コミュニティー・チャージの徴収を、通常の会計とは異なる特別基金(Collection Fund)の形で、処理することが必要である。この特別基金は、イングランドとウェールズでは、形態が異なっている。

イングランドでは、以下の収入をこの特別会計に振り込む。

- コミュニティー・チャージ
- 地方交付金
- 新レイト
- その他の補助金

●利息

そして、この特別会計から次の支出をする。

- 県税、パリッシュ税など（ディストリクトの必要経費を含む）
- コミュニティー・チャージの払い戻し、あるいは新レイトの払い戻し
- 新レイトの国への納付（contributions）
- 環境大臣がこの特別会計から支出すべきであると指示するもの

一方、ウェールズにおいては、地方交付金および新レイトの譲与が県とディストリクトにバラバラに交付されるため、この税徴収特別会計の収入・支出項目がそれだけ少なくなる。すなわち、収入としては以下のものが計上されるだけである。

- コミュニティー・チャージ
- 利息
- ウェールズ大臣がこの特別会計に計上すべきものとして指示するもの

そして、支出には次のものが記載される。

- 県税、パリッシュ税（ディストリクトの必要経費を含む）
- コミュニティー・チャージの払い戻し
- ウェールズ大臣が指定する支出

コミュニティー・チャージに関する住民の権利・義務・罰則

コミュニティー・チャージを納める責任があるものはその旨をコミュニティー・チャージ登録官（C C R O）に知らせる義務があり、また、登録官（C C R O）が要求する関連情報を提供する義務がある。

コミュニティー・チャージの納税者名簿を作成するにあたって、登録官（C C R O）は各住所毎に1人の住民を指定し、その住所に居住するすべての納税者の情報を提供する義務を負わせることができる。住民が必要な情報を提供しない場合、あるいは虚偽の情報を提供した場合には、第1回目は50ポンドの罰金に処せられ、それでも正確な情報を提供しない場合には200ポンドの罰金に処せられる。

住民はコミュニティー・チャージの納税者名簿の氏名・住所を検査（inspect）することができ、また、自分自身に関するすべての記載事項、たとえば氏名、住所、納めるべきコミュニティー・チャージの種類、学生か否かの記載、納税責任を負うようになった日付、あるいは納税責任がなくなった日付などをみる（look at）ことができる。また、検査をする場合と同じ制約を受けるけれども、自分に関する記載事項を納税者名簿からコピーすることもできる。

暴力の危険にさらされていると信じている納税者、たとえば仲違いした夫の攻撃を恐れ

ている妻、あるいは武力をもった者から攻撃を受ける可能性のある者は、一般に閲覧させるコミュニティー・チャージの納税者名簿から名前を削るように、登録官（C C R O）に要請することができる。

住民（納税者）は、納税者名簿の記載事項や罰金に関して、コミュニティー・チャージ審査委員会(valuation and community charge tribunal)に不服の申し立てをすることができる。

納税者がコミュニティー・チャージを納めない場合、課税団体は所得（もしくは年金、保険金など）の差し押さえ命令を出すことができ、あるいは、資産を差し押さえることができる。しかし、パーソナル・コミュニティー・チャージの納税者で、所得・資産があざかしかない者は、割引きなどの恩恵を受ける。コレクティブ・コミュニティー・チャージを家主に納める人々も、多くの場合、このような恩恵を受けるものと思われる。しかし、スタンダード・コミュニティー・チャージの納税者は、こうした恩恵を受けることはあるまい。パーソナル・コミュニティー・チャージの20%しか納めない学生も、それ以上の恩恵を受けないものと思われる。

コミュニティー・チャージを納めなければならない夫婦で、所得・資産の少ないとから2人とも割引きの恩恵を受ける資格を持つ場合、その恩恵は2人に分配され、夫婦のそれぞれが恩恵分を差し引いたコミュニティー・チャージを請求されることとなる。このような恩恵を受ける資格が夫婦にあり、しかも、納税義務が夫婦のなかのひとりにしかない場合、このような恩恵分は、そのひとりの納税額からすべて差し引かれる。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ト ル	発 刊 日
第 12 号	英国の地方財政読本（6）－付録－	1990/ 5予定
第 11 号	英国の地方財政読本（5）－地方団体の会計処理－	1990/ 5予定
第 10 号	英国の地方財政読本（4）－地方団体の予算－	1990/ 5予定
第 9 号	英国の地方財政読本（3）－地方団体に対する交付金制度－	1990/ 4/27
第 8 号	英国の地方財政読本（2）－地方税；現行税と新税－	1990/ 4/27
第 7 号	英国の地方財政読本（1）－地方団体の収入と支出－	1990/ 4/27
第 6 号	A C I R（政府間関係助言委員会）の概要	1990/ 3/26
第 5 号	英國地方財政統計 1986/87	1990/ 3/ 1
第 4 号	米国連邦政府 1991 会計年度予算について	1990/ 2/27
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度	1990/ 2/ 1
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990/ 1/ 4
第 1 号	英國の新地方税システム－コミュニティ・チャージ－	1989/12/27